

令和7年10月29日

洲本市長 上崎勝規様

洲本市特別職報酬等審議会
会長 成瀬健太郎

特別職の報酬等の額について(答申)

令和7年10月7日付け洲総第270号で本審議会に諮問のあった標記のことについて、別紙のとおり答申します。

答 申

1 はじめに

洲本市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）は、令和7年10月7日に洲本市長から洲本市特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、洲本市の特別職の報酬等の額について諮問を受けた。

これを受け、今回の審議会は、平成31年1月に開催以来約7年ぶりの開催となったが、計3回の審議会を開催し、提出された資料をもとに、過去の改定経緯、その間の社会経済情勢、一般職の給与改定の状況のほか、兵庫県下各市の報酬、給料等の把握、確認を行い、本市を取り巻く状況等を踏まえた上で検討を行ったところである。

本審議会において、各委員は、市民の代表また専門的な立場から、広い視野をもって多角的な検討を行うとともに、公正中立の立場で慎重かつ率直な意見交換を行い、答申を取りまとめたものである。

2 審議内容

(1) 現行報酬額等の経緯

平成18年8月11日に開催された前々回の報酬等審議会では、旧洲本市と旧五色町の市町の合併により誕生した新たな「洲本市」の特別職の報酬額等の妥当性について検証が行われ、合併直後の行財政改革の推進を図る必要性や当時の経済情勢等を踏まえ、減額改定が望ましい旨の答申がなされたことで、同年10月1日に特別職の給料、報酬、期末手当の削減措置が講じられた。

平成19年4月には、行財政改革のため策定された「洲本市集中改革プラン」に基づき、給与の適正化のため実施された一般職員の減額措置にあわせ、市長、副市長、教育長については、自主的に給料の減額を実施した。

平成25年7月には、東日本大震災による減額措置において、これも一般職員の減額措置に準じて、市長、副市長、教育長については、自主的に給料及び期末手当の減額を実施した。

平成 31 年 1 月の前回の報酬等審議会では、平成 19 年 4 月の減額措置を終えるのとあわせ、当該減額額を反映させた支給額をもって、給料額とする答申がなされた。また、一般職が、平成 26 年度以降、人事院勧告により、給料、賞与が引き上げられている状況にある中で、特別職については、給料及び期末手当の引き上げを抑制していることを確認した。

その他前回までの審議会開催以降の報酬等の変遷において、特別職が主体的に独自の減額措置を継続していることや、一般職の人事院勧告の引き上げが実施されている状況においても、主体的に期末手当の支給割合の引き上げを抑制していることを確認した上で、特別職の報酬等の妥当性について審議を行った。

(2) 兵庫県下の他市との比較

県下各市の特別職の報酬等の額及び期末手当の支給割合の比較、また、県下における洲本市の歴史及び淡路島内における中心市としての役割の重要性等を考慮し、審議を行った。

(3) 本市の財政状況

平成 18 年の市町合併以降の本市の財政指標等の評価、今後の本市の歳入、歳出両面からの課題等の検証及び将来的な本市の財政予測を考慮し、現行の特別職の報酬等の妥当性について審議を行った。

(4) 特別職の職責

地方分権や少子化、高齢化の進行に伴い、地方自治体に求められるサービスが多様化する一方で、事務の効率化がこれまで以上に求められる中、特別職の果たす役割が今後更に大きくなるものと考えられることから、特別職にふさわしい有能な人材確保のため、特別職の職責に応じた報酬等の在り方について審議を行った。

3 結論

- ・市長、副市長及び教育長並びに市議会の議員（議長、副議長、各常任委員長、議会運営委員会委員長、各常任副委員長、議会運営委員会副委員長）の報酬等については、現行の支給額に据え置くことが妥当である。
- ・期末手当の支給率（割合）については、一般職常勤職員と同様、人事院勧告に準拠し、適時改定することが妥当である。
- ・平成 18 年の合併後より実施してきた期末手当の減額措置については廃止とし、今後の減額措置の必要性等については、次期選挙で選出された特別職の判断に委ねるものとする。
- ・広報広聴特別委員会正副委員長への報酬については、議会における広報広聴業務における「職務の性質」、「業務内容」、「勤務形態」から勘案し、支給することが妥当である。なお、支給額については、県下各市の状況を検証するとともに、既設の常任委員会の支給額と均衡が図られるよう配慮すること。

（理由）

- ・市長、副市長及び教育長並びに市議会の議員（議長、副議長、各常任委員長、議会運営委員会委員長、各常任副委員長、議会運営委員会副委員長）の報酬等について

特別職の報酬等については、前々回となる平成 19 年の審議会以降、一般職常勤職員の人事院勧告や本市の行財政改革に基づく給与減額に準じ、報酬等の減額措置や期末手当の引下げを実施するほか、平成 26 年度からの人事院勧告に基づく一般職常勤職員の給料、期末勤勉手当の引上げに対し、期末手当の引上げを見送ってきたことから、兵庫県下各市の中で、支給割合が低い状態となっている。

今後の更なる行政需要の多様化、複雑化に対応するため、特別職の果たすべき職務の重要性を考慮する必要があること、また、近年、社会経済情勢等を反映した人事院勧告が、経済の好転を受け、プラス回答にな

っている状況下において、特別職の給与処遇の見直しを行うひとつのタイミングにあるとも考えられる。

一方で、県下各市との報酬等の支給額の比較においては、常勤の特別職及び議員共に、中位より下の順位であり、本市の財政規模等からその妥当性は理解できるが、人口規模や財政規模が同程度である淡路島内の他の2市をはじめ、本市より人口規模が大きいながら、報酬等の月額支給額が下位の市も存在することなどから、報酬等の額については、本市が特に低い金額設定になっているという印象はないと考える。

また、本市の財政状況においては、日本経済が回復基調にあり、今後、税収の増が見込まれる状況にあること、さらに市町合併以降の行財政改革の推進による一定の成果は確認できるが、主要な財政指標の検証では、県下各市との比較において、経常収支比率が依然高い状態であり、実質公債費比率のほかその他の指標においても、淡路島内3市の共通の傾向として、財政構造の弾力性が弱い数値を示しており、将来、財政を圧迫する可能性も懸念され、今後の人口減少の予測、また、少子化、高齢化の進行等を考慮した場合、現在の本市の財政状況は、決して楽観視できるものではないと考えられること。これに加え、本年10月1日からふるさと納税制度に復帰したばかりであり、今もなお、取り組みは道半ばであること。

以上のことについて、多角的又総合的に審議を重ねた結果、本市の財政を支える納税者である市民感情に配慮することの重要性も考慮し、現行の特別職の報酬等の額については据え置くことが妥当であるとの結論に至った。

・ 期末手当の支給率（割合）及び期末手当の減額措置について

前回の審議会において、附帯意見として事後の検討事項の位置づけで挙げられていた特別職の期末手当の支給割合及び減額措置の必要性についてであるが、特別職の期末手当の支給割合については、平成18年の

市町行政合併以降、一般職常勤職員の支給割合の減額改定に合わせ、同様の減額改定を実施したものの、平成 27 年度以降、増額改定を見送ってきたことから、民間の給与実態を反映した人事院勧告に基づき、随時改定してきた一般職常勤職員の支給割合と大きく乖離していることが確認できた。また、県下各市の状況を検証したところ、ほとんどの市が、人事院勧告に準拠した一般職常勤職員の支給割合にあわせた改定を行っていることも確認できた。

次に期末手当の減額措置についてであるが、当該減額措置については、平成 18 年 8 月の合併直後の審議会の答申を受けてから継続して実施されているものである。当時の行財政改革及び経済情勢等を考慮し、実施されてきたものと考えられるが、既に実施から 20 年が経過すること、また、新しい特別職が選ばれる機会に減額措置を見直し、減額の必要性の判断は、新しい特別職に委ねるべきものと考えられる。

以上のことを踏まえて審議をした結果、期末手当の支給割合については、増額、減額を問わず、社会経済情勢を踏まえた支給割合に改定することが望ましく、一般職常勤職員と同様に民間の給与実態を反映した人事院勧告に準拠することが妥当であること、また、期末手当の減額措置については、今回減額措置を廃止したうえで、今後の減額措置の必要性の要否は、新しい特別職に委ねることが妥当であるとの結論に至った。

・ 広報広聴特別委員会正副委員長への報酬について

広報広聴特別委員会正副委員長への報酬支給については、県下各市の状況や本市議会での当該業務における「職務の性質」、「業務内容」、「勤務形態」等を確認したところ、洲本市議会だよりの発行（年 4 回）による取材及び編集作業等に費やす時間が相当なものとなっていること、また、市民の意向を聴取するための議会懇談会開催にかかる準備、調整など広聴に関する業務も増加し、これに費やす時間も相当なものとなっていることから、当該特別委員会の正副委員長の報酬については、通常の議員報酬に加算することは妥当であるとの結論に至った。

4 附帯意見

本市の特別職非常勤職員の報酬額については、県下各市との比較において、概ね平均額以下の状況であることから、個々の報酬額の妥当性については、特に意見を付すものでないが、今後、報酬額の見直しを行うにあたっては、各行政機関における特別職非常勤職員の「職務の性質」、「業務内容」、「勤務形態」等について、他市との比較はもとより、本市における当該職種的位置づけや重要度等を考慮した上で、それぞれの非常勤特別職である職員の報酬額の妥当性を検証するほか、昨今課題となっている「引き受け手の不在」という人材確保が困難となっている状況も踏まえ、本市の実情に沿った適正な算定根拠に基づき、報酬額の設定に努めるべきものとする。

5 おわりに

以上のとおり、本答申は、本市を取り巻く諸情勢等を総合的に勘案し、公正な見地から慎重かつ真摯に審議を重ね決議したものである。

本市では、少子化、高齢化の進行や税収等の増が期待できない中、引き続き厳しい財政状況が続くことが予想される。こうした中、市長をはじめとする特別職や市民の代表である市議会議員には、これまで以上に、高度な見識、正しい判断力、強いリーダーシップが求められるとともに市民の期待が寄せられているところである。

こうしたことを十分に認識され、将来を見据えた持続可能な行政運営と市民福祉の向上のために尽力されることを期待する。

洲本市特別職報酬等審議会委員

会 長 成 瀬 健太郎

職務代理者 狩 野 揮 史

委 員 大 倉 正 樹

委 員 奥 野 康 治

委 員 豊 島 あゆみ

委 員 舛 田 一 夫

委 員 山 崎 和 子

委 員 山 本 浩 之